

許可番号第 06321003736 号

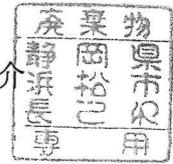


産業廃棄物処分業許可証

住 所 静岡県浜松市中央区和光町505番地の1
名 称 株式会社 エムエスケイ
代表者の氏名 代表取締役 橋本 茂昌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

浜松市長 中野 祐介



許 可 の 年 月 日 令和 6年 7月 3日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和13年 7月 2日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分(圧縮、切断、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず

以上 5種類

イ 切断

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

以上 7種類

ウ 破碎

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

以上 7種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

浜松市中央区和光町508番1

イ 設置年月日

平成24年 7月27日

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

ウ 処理能力

繊維くず 4t/日

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(2) 圧縮施設

ア 設置場所

浜松市中央区和光町508番1

イ 設置年月日

平成24年 7月27日

ウ 処理能力

繊維くず 4t/日

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(3) 圧縮施設

ア 設置場所

浜松市中央区和光町507番5 外1筆

イ 設置年月日

令和 5年12月 4日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 156.8t/日

紙くず 143.2t/日

木くず 105.6t/日

繊維くず 105.6t/日

金属くず 100.8t/日

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(4) 切断施設

ア 設置場所

浜松市中央区和光町506番1

イ 設置年月日

平成24年 7月27日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 123t/日



紙くず 77t/日

木くず 169t/日

繊維くず 123t/日

金属くず 614t/日

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 369t/日

がれき類 455t/日

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(5) 破碎施設

ア 設置場所

浜松市中央区和光町506番1 外2筆

イ 設置年月日

平成13年 2月16日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 4.8t/日

紙くず 1.8t/日

木くず 6t/日

繊維くず 4.8t/日

金属くず 18t/日

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 14.4t/日

エ 許可年月日

平成13年10月10日

オ 許可番号

第011408221号

(6) 破碎施設

ア 設置場所

浜松市中央区和光町506番1

イ 設置年月日

平成24年 7月27日

ウ 処理能力

がれき類 4.6t/日

エ 許可年月日

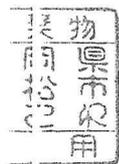
該当なし

オ 許可番号

該当なし

(7) 破碎施設

ア 設置場所



浜松市中央区和光町508番1

イ 設置年月日

平成24年 7月27日

ウ 処理能力

繊維くず（廃畳に限る） 24t/日

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(8) 破碎施設

ア 設置場所

浜松市中央区和光町508番1

イ 設置年月日

平成24年 7月27日

ウ 処理能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る） 16.4t/日

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(9) 破碎施設

ア 設置場所

浜松市中央区和光町508番1

イ 設置年月日

平成24年 7月27日

ウ 処理能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃瓦に限る） 52.8t/日

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(10) 破碎施設

ア 設置場所

浜松市中央区和光町508番1

イ 設置年月日

平成24年 7月27日

ウ 処理能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃ガラスに限る） 70.4t/日

エ 許可年月日



該当なし

オ 許可番号

該当なし

(11) 破碎施設

ア 設置場所

浜松市中央区和光町508番1

イ 設置年月日

平成24年 7月27日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物に限る） 2t/日

金属くず（水銀使用製品産業廃棄物に限る） 2t/日

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物に限る）

2t/日

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

(1) 平成 4年 7月 3日 新規許可

(2) 令和 6年 8月14日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

